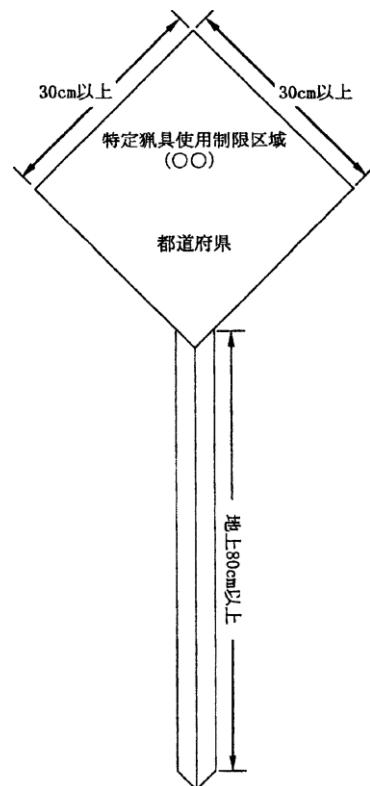


様式第十四(第四十四条関係)
制札



備考

- 一 ○○の部分には、使用を制限する猟具の種類を表記する。し。
- 二 立木竹等に固定させる場合にあっては、地上一五〇cm以上の場所で固定させること。
- 三 支柱を用いる場合には、支柱の地上部分の長さは八〇cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにする。
- 四 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

特定猟具使用制限区域 Certain Hunting Equipment Restricted Area

※ 特定猟具の例

銃
Gun

- 五 制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とする。
- 六 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。